

## 54. 07

### 色彩のみからなる商標の出願における 使用による識別力の立証方法（色彩の同一性の判断）について

色彩のみからなる商標が使用により識別力を有するに至っているか否かを判断する上で、願書に記載した商標の色彩（以下「出願商標の色彩」という。）と、使用による識別力を立証するために提出された証拠における商標の色彩（以下「使用商標の色彩」という。）との同一性の判断については、以下のとおりとする。

指定商品又は指定役務の取引業界における取引者、需要者が、出願商標の色彩及び使用商標の色彩に接した際に、同一の色彩と認識し得ると判断できる場合に、同一性を認定するものとする。

ただし、証拠における写真の撮影環境や、証拠の経年劣化等により、そのみでは使用商標の色彩を正確に特定することが困難であって、一見すると出願商標の色彩との同一性が認められない程度に色彩が異なる証拠を提出する場合においては、色彩の同一性を主張するために、それらの証拠に加えて、正確な使用商標の色彩（色相、明度、彩度等）を表色系\*や色見本帳により表した証拠を提出することができる。例えば、商品カタログの場合、当該カタログを印刷発注した際の色彩の指定情報（例えば、RGB等の表色系の数値、色見本帳の番号）が記載された発注仕様書等が考えられる。

こうした発注仕様書等の証拠を提出する場合において、特に出願商標に係る商標の詳細な説明がRGB等の表色系により記載されているときは、出願商標における表色系の数値と、証明された表色系の数値は、原則として同一である必要がある。その数値が異なる場合には、その数値によって表される色彩の相違の程度を踏まえ、指定商品又は指定役務の取引業界における取引者、需要者が同一と認識し得ると判断できる場合にのみ、同一性を認定するものとする。

※表色系：一定の規則や定義に基づき、色彩を定量的に表すための体系。例えば、RGB、CMYK、HSB等。

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第2項（使用による識別性）」の審査基準](#)
- [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)